

分担金・拠出金の名称	国際連合人権高等弁務官事務所(UNOHCHR)拠出金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	13,119千円	総合評価
拠出先の国際機関等の 名称	国際連合人権高等弁務官事務所(UNOHCHR)	任意拠出金			B
国際機関等の概要及び 成果目標	<p>(1)当該機関の設立経緯等・目的          国連人権高等弁務官事務所は、1993年12月の国連総会決議により設置された、国連の中で人権を包括的に扱う唯一の機関である。本部はジュネーブにあり、人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の促進、人権に係る国際的基準の普遍的实施の促進等を事業の目的としている。具体的には、ジュネーブで年3回行われる国連人権理事会の事務局及び主要な人権条約委員会の事務局としての役割を果たしている。また、近年は特に、人権侵害が行われている国でのフィールド事務所における活動に重点を置いている。本件拠出は平成17年度から拠出しており、国連特別報告者やUNOHCHRフィールド事務所の活動支援費用等の経費に充てられる。</p> <p>(2)拠出に当たっての成果目標          国際社会における人権・法の支配・民主主義等の促進に貢献する。特に、我が国が進める人権外交の中で最も重要視している北朝鮮の人権状況の改善に関し、北朝鮮の人権状況特別報告者や北朝鮮の人権状況の監視・記録を強化するためのソウル現地事務所を支援すること等により、拉致問題の解決を目指すことを目標とする。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<p>・UNOHCHRは、国連総会決議A/RES/48/141に基づき、国連人権高等弁務官の事務所としてジュネーブに本部が設置されており、国連の中で人権を包括的に扱う唯一かつ最も影響力のあるフォーラムである人権理事会(国連総会決議A/RES/60/251に基づいて設置)の事務局機能を果たしている。人権理事会は、年3回開催、年間10週間にわたって開催され、人権理事会における人権関連決議案が毎年120本程度作成される。これに加えて、UNOHCHRは、人権関連決議によって設定される特別手続(special procedures)、国際人権条約体、普遍的・定期的レビュー等を担当する部署もあり、それぞれに関する事務作業を行っている。さらに、UNOHCHRは人権状況改善に向けた技術協力を行う観点から、地域事務所を世界中に展開しており、ジュネーブ本部をはじめ、ニューヨーク事務所その他12の地域事務所等を有し、世界の人権状況の改善に向けた取組を進めている。</p> <p>・我が国との関係では、我が国がEUと共に提出している「北朝鮮人権状況決議」を人権理事会では10年連続10回、国連総会では12年連続12回採択してきており、我が国が重視する北朝鮮による拉致問題の解決を含む北朝鮮の人権状況改善に向け、国際社会の世論を形成する大きな機運となっている。その過程においては、人権理事会の事務局としてのUNOHCHRが積極的な役割を果たしてきている。</p> <p>・国連人権高等弁務官は、UNOHCHRのトップであり、人権理事会や国連総会等の場を利用し人権状況に関する報告書を提出することが求められており(国連総会決議A/RES/48/141)、精力的に各国の人権問題について意見を発信し、人権分野における国際社会の意思や規範の形成に強い影響を及ぼしている。</p> <p>・取組の成果について、加盟国に配布される年次報告書や、プレスリリースによって発信される。これらはホームページに掲載され、広く一般に発信されている。UNOHCHRによる対外発信内容は、各国メディアやNGOによって頻繁に取り上げられ、人権分野における国際世論の形成に大いに寄与している。</p> <p>・2016年は、欧州において極めて重要課題との位置づけである「移民の人権保護」で活動が進展。UNOHCHRは移民保護に関する専門家間の会合を開催するとともに、フィールド事務所においても政府関係者や市民社会関係者の能力構築支援や研修を実施。その他、大量の難民が流入した欧州の国境沿いの監視やチュニジアでの移民政策に関する国家計画の策定に協力した。</p> <p>・2017年のUNOHCHRの主な戦略的活動分野は以下のとおり。          ・人権侵害に対する早期警戒システムと効果的な予防的行動          ・市民社会活動の確保          ・暴力的過激主義に対する予防措置          ・移民と外国人排斥への対策          ・2030年アジェンダの推進</p> <p>・人権の観点に基づいて、持続可能な開発目標(SDGs)の目標が達成されるよう、UNOHCHRは多大な貢献をしている旨、表明している。実際に、UNOHCHR及び人権理事会は、SDGs達成に向けて取り組んできており、例えば、2017年においては、適切な住居特別報告者が第3回国連人間居住会議(UN-HABITAT3)において、人権の観点からの連携を促し、かかる成果文書に人権の観点を反映させた。</p> <p>・人権は安全保障や開発等その他の分野と重なる部分が多く、UNOHCHRと他の国連機関との連携が進められている。また、UNOHCHRは上述の戦略的活動分野の遂行に関し、国連総会、安保理等の連携を進めている。また地域事務所においては、UNカントリーチーム、国連ミッション、その他の活動との間でHUMAN RIGHTS UP FRONTの観点から、連携が成されている。(※国連の活動は人権分野への配慮が成されるべき(HUMAN RIGHTS UP FRONT)との潘基文国連事務総長(当時)の提言に従い、治安及び開発分野に関する案件にはUNOHCHR地域事務所・UNOHCHR人権オフィサーが関与している。</p> <p>・我が国は、人権理事会の理事国を務めており(現在の任期は2019年末)その意思決定プロセスに積極的に参加し、その目標実現を推進している。</p>			

	<p>2 当該機関等の組織・財政マネジメント</p>	<p>・財政状況については、年次活動の報告と併せて、国連人権高等弁務官より我が国を含む各国の政府代表部に対し適宜適切に説明が行われており、UNOHCHRのホームページに掲載している。また、UNOHCHRマネジメント2014－2017年の目標達成状況についても結果を公表し、次期マネジメント2018－2021に活用している。</p> <p>・UNOHCHRは、これまで組織・財政マネジメントに特段問題が見受けられず、その資金は適正に利用されているものの、更なるコスト削減や合理化を追求すべく、現人権高等弁務官のイニシアティブの下で機構改革を進めている。人権理事会の場でも、現人権理事会議長の人権理事会効率化のイニシアティブの下で積極的な議論を行っている。</p> <p>・我が国は、人権理事会や国連総会第5委員会等の場を通じて、UNOHCHRに対し、効率的な運営や財源の有効活用を見据え、真に必要な課題に適切に対処できる体制を築くことが必要である旨主張してきており、各国の賛同を集めている。</p>
<p>II 当該機関等と日本との関係について</p>	<p>3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性</p>	<p>・内閣総理大臣や外務大臣が施政方針演説や外交演説において、人権・民主主義といった基本的価値の推進に言及しているように、普遍的価値たる人権の保護・促進を推進する人権外交は我が国の重要課題のひとつであるため、我が国は人権理事会の理事国としての地位を継続して確保することを極めて重視し、人権理事会設立当初から現在まで継続して理事国を務めてきた(2012年、2016年を除く)。</p> <p>・我が国は、これまで10年連続10回、人権理事会に北朝鮮人権状況決議を提出しており、賛成多数又は無投票で採択されている。UNOHCHRは、2014年3月の人権理事会に我が国が提出した北朝鮮人権状況決議を受け、2015年6月にソウルに現地事務所を設置した。当該事務所は、北朝鮮の人権状況の監視及び記録を強化し、北朝鮮の人権状況の可視性を維持するための現地組織であり、我が国の主要外交課題である拉致問題の解決に向け、非常に重要な役割を果たすことが期待される。2016年3月の人権理事会にUNOHCHRが提出した報告書には、ソウル事務所の活動に加え、日本人拉致を含む国際的な拉致についても記載され、北朝鮮に対し、拉致問題の解決を求める国連人権高等弁務官による勧告が盛り込まれた。また、同年12月には、我が国がニューヨークで開催した「北朝鮮の人権状況に関するパネル・ディスカッション」にソウル事務所長が出席し、日本人を含む国際的な拉致問題に引き続き取り組む必要性を訴える等、拉致問題の深刻さ及び急迫性に係る国際社会の理解促進に貢献した。</p> <p>・我が国からの拠出が減少するような場合には、ソウル現地事務所等に対する支援が滞り、北朝鮮の人権状況の監視に支障が出るだけでなく、拉致問題が解決されない可能性さえ生じかねない。</p> <p>・我が国は理事国としての地位を有する人権理事会における決議案採択のプロセス等に積極的に関与しており、我が国の意向はおおむね反映されている。例えば、上述のように、我が国がEUとともに毎年国連人権理事会及び国連総会に提出している北朝鮮人権状況決議が採択されていることが挙げられる。</p> <p>・我が国は、2006年より毎年1回、人権理事会において外務大臣政務官がハイレベルセグメントに出席している。2017年3月も、滝沢外務大臣政務官が出席し、その中で、我が国は本年より再び国連人権理事会のメンバーとなり、引き続き、自由・民主主義・基本的人権・法の支配等の普遍的価値を重視する外交を進めつつ、世界の人権・人道状況の改善に向けて取り組む旨を述べるとともに、日本として、北朝鮮が、国際社会の声を真摯に受け止め、拉致問題の早期解決や国際社会との協力に向けた具体的な行動をとるよう強く求めてきており、今次人権理事会においても、EUとともに北朝鮮人権状況決議案を提出する予定である旨を述べ、各国の理解と支持を得たところである。</p> <p>・我が国はUNOHCHRにおいて人権理事会理事国という立場からもイニシアティブを発揮しながら積極的に議論に参加しており、前述の北朝鮮人権状況決議の毎年の採択や我が国が主導的立場で提出しているカンボジア決議及びハンセン病差別撤廃決議の採択という結果にかんがみても、拠出に見合うだけのメリットを享受していると考える。</p>
	<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<p>・UNOHCHRには、専門職以上の日本人職員が14人在籍しており、当該機関の専門職以上の全職員数1177人に占める割合は、1.19%である(幹部クラスの職員はいない)。)。前年同期の12人から14人に推移している。</p> <p>・我が国は、UNOHCHRが事務局を務める主要な人権条約委員会、日本人委員を継続的に確保している。自由権規約委員会では岩沢雄司委員、女子差別撤廃委員会では林陽子委員長、児童の権利委員会では大谷美紀子委員、障害者権利委員会では石川准委員、強制失踪委員会では薬師寺公夫委員が現在任期を務めている。また、2017年6月の選挙において、人種差別撤廃委員会には洪恵子委員が、強制失踪委員会には寺谷広司委員が当選(薬師寺委員の任期満了に伴うもの)、日本人の条約体委員は6名となる。</p> <p>・これまで、UNOHCHR本部の職員が訪日する機会等様々な場面を活用し、日本人職員の採用につき、働きかけを行っている。その結果、2017年には、日本人JPO1名がUNOHCHR職員となることが決まった。</p>
	<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<p>UNOHCHRにおいては、以下のとおりPDCAサイクルを確保している。</p> <p>PLAN: 第5委員会で予算案を策定。総会にて予算案の承認。</p> <p>DO: 我が国の拠出金支払。UNOHCHRによる予算案執行。事業の実施。</p> <p>CHECK: 監査報告書による運営活動の成果を評価。</p> <p>ACT: 監査結果等を踏まえ、人権理事会や不定期の協議を通じて運営における要改善事項を申し入れ。</p>
<p>担当課室名</p>	<p>人権人道課</p>	